

新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第28号

新潟市老人デイサービスセンター条例等の一部を改正する条例

(新潟市老人デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 新潟市老人デイサービスセンター条例(平成6年新潟市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第3項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は旧介護保険法第53条第2項第1号」及び「、介護予防通所介護(旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。)」を削る。

(新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第11条第12項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)、介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。)」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第14条第3項中「(平成9年法律第123号)」を削る。

第17条に次の1項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催

するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 新潟市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第12条第6項中「以下同じ。）」の次に「、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加え、同条第12項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第16条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）」（第

40条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）」に、「及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（」に改め、「同じ。）を併設する場合」の次に「の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」を加え、「及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は」を「にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は」に、「及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを」を「にユニット型地域密着型特別養護老人ホームを」に、「の介護職員及び看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）（第40条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）」を「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」に改める。

第7条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 緊急時等における対応方法

第11条第7項中「介護老人保健施設をいう。以下同じ。）」の次に「若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。

第12条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- （3） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

(緊急時等の対応)

第 2 2 条の 2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 1 1 条第 1 項第 2 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第 3 4 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第 3 6 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 4 5 条第 9 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第 6 項から第 8 項までの規定中「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

(新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 5 条 新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平

成 24 年新潟市条例第 88 号。附則第 1 項及び第 2 項において「居宅サービス等基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第 43 条—第 47 条)」を  
「第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準 (第 42 条の 2・第 42 条の 3) に、  
第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第 43 条—第 47 条) 」  
「削除」を「共生型居宅サービスに関する基準 (第 114 条・第 115 条)」に、「第  
6 節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第 182 条—第 188 条)」を  
「第 6 節 共生型居宅サービスに関する基準 (第 181 条の 2・第 181 条の 3) に  
第 7 節 基準該当居宅サービスに関する基準 (第 182 条—第 188 条) 」  
改める。

第 1 条中「第 74 条第 1 項」を「第 72 条の 2 第 1 項並びに第 74 条第 1 項」に改める。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 共生型居宅サービス 法第 72 条の 2 第 1 項の申請に係る指定居宅サービス事業者による指定居宅サービスをいう。

第 11 条中「居宅介護支援事業者」の次に「(法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第 15 条第 1 項中「提供する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第 29 条第 3 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2) の 2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第 36 条の次に次の 1 条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型訪問介護の基準）

第42条の2 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第181条の2において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号及び次条において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の

利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の3 第5条、第6条(第1項を除く。)及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第59条中「及び第32条」を「、第32条から第36条まで及び第37条」に改める。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第65条第5項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第32条」の次に「から第36条まで、第37条」を加える。

第81条第1項中「は、当該事業」を「が当該事業」に、「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士等」という。))を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士等（理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下同じ。）

1 以上

第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は，常勤でなければならない。

第82条の見出し中「の要件」を削り，同条第1項中「又は介護老人保健施設」を「，介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「，看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を除いた保健師，看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第91条第1項第1号イ中「，看護職員」を削り，同項第3号を削る。

第92条第1項中「，薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め，同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし，第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第113条中「第34条から」の次に「第36条まで，第37条から」を加える。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指



定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号。以下「指定障害児通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定障害児通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定障害児通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定障害児通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定障害児通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定障害児通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）

(指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。), 指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため, 指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで, 第20条, 第22条, 第27条, 第28条, 第34条から第36条まで, 第37条から第39条まで, 第41条, 第56条, 第99条, 第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は, 共生型通所介護の事業について準用する。この場合において, 第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。)」と, 「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と, 第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と, 第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し, 夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者(共生型通所介護の事業を行う者をいう。)が共生型通所介護事業所(共生型通所介護の事業を行う事業所をいう。)の設備を利用し, 夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と, 第105条第2号, 第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と, 第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2

項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第116条から第131条まで 削除

第135条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第138条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第142条第1項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第148条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第153条第2項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第165条第2項中「（指定居宅介護支援等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第168条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第188条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改め、「静養室等」との次に「、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と」を加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

#### 第6節 共生型居宅サービスに関する基準

（共生型短期入所生活介護の基準）

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指

定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定

する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第191条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年新潟市条例第26号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条第1項及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第202条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第207条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第215条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第218条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第226条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第237条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第238条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第248条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第255条第1号中「利用料等」を「利用料，全国平均貸与価格等」に改め，同条に次の1号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては，同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第256条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第263条中「第35条」の次に「，第36条，第37条」を加える。

第265条中「から第37条まで」を「，第36条，第37条」に改める。

第276条中「第35条」の次に「，第36条，第37条」を加え，「「利用者」と」の次に「，第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則第10条第1号中「軽費老人ホーム」の次に「（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。附則第22条において同じ。）」を，「以下」の次に「この号において」を加える。

附則に次の3条を加える。

第22条 第218条の規定にかかわらず，療養病床を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホームその他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第24条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は，次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しく

は診療所の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第23条 第240条の規定にかかわらず，療養病床を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は，当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第24条 第220条及び第242条の規定にかかわらず，療養病床を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては，併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより，当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，当該医療機関併設型指定特定施設に浴室，便所及び食堂を置かないことができる。

(新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準に関する条例(平成24年新潟市条例第89号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準」を

「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第60条の20の2・第60条の



第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準  
20の3)

」

に改める。

第1条中「同条第4項第1号」を「第4項第1号、第78条の2の2第1項」に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る指定地域密着型サービス事業者による指定地域密着型サービスをいう。

第7条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項の厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第5項中「、午後6時から翌日の午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第7条第7項中「午後6時から翌日の午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から翌日の午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第193条第10項」を「第193条第14項」に改める。

第33条第3項中「午後6時から翌日の午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければ」を「行わなければ」に改める。

第48条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として指定地域密着型サービス基準第6条第2項の厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第60条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第60条の25中「9人」を「18人」に改める。

第60条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第60条の38中「第35条中」を「第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

#### 第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。），指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。），指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。），指定児童発達支援事業者（新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号。以下この条において「指定障害児通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい，主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定障害児通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定障害児通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい，主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス

(指定障害児通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。), 指定児童発達支援事業所(指定障害児通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定障害児通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が, 当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。), 指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。), 指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。), 指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合计数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため, 指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の2、第60条の4及び第60条の5第4項並びに前節（第60条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。））」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者（共生型地域密着型通所介護の事業を行う者をいう。）が共生型地域密着型通所介護事業所（共生型地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。）の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第62条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第66条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。））」を、「3人以下」の次に

「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第83条第7項」の次に「及び第193条第8項」を加える。

第83条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「，指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所」を加え、同条第7項中「もの（以下）」の次に「この章において」を加える。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え、「第194条第2項」を「第194条第3項」に改める。

第85条，第104条第3項，第112条第2項及び第113条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第118条中第7項を第8項とし，第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第126条第3項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第131条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第139条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第153条第3項ただし書中「以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第90号）第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第90号。以下この項において「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の

指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「，作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第155条中「又は介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第159条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

第170条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第184条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、

次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第188条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 緊急時等における対応方法

第193条第1項中「(本体事業所)」を「(第83条第7項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「(本体事業所)」を「(第83条第7項に規定する本体事業所)」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能



型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第193条中第10項を第14項とし、同条第9項中「第171条第9項」を「第171条第12項」に改め、同項を同条第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第201条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第193条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第194条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「第172条第2項」を「第172条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることことができる。

第195条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第196条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号の表以外の部分中「あつては、」を「あつては」に改め、「利用定員」の次に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人」を加え、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第197条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第201条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第204条中「の活動状況」と」の次に「、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第193条第13項」と」を加える。

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第8条を附則第10条とし、附則第7条の次に次の2条を加える。

第8条 第131条の規定にかかわらず、療養病床を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

（1） 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（2） 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第9条 第133条の規定にかかわらず、療養病床を有する病院又は病床を有する診療

所の開設者が、当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 新潟市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項ただし書中「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に、「」を併設する場合の介護職員及び看護職員（第52条第2項」を「以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準条例第189条第2項」に改める。

第8条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第15条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第24条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第24条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第51条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(新潟市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部

改正)

第8条 新潟市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例  
(平成24年新潟市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項ただし書中「)及び」を「以下この項において同じ。)に」に改め，  
「併設する場合」の次に「の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」を加え，  
同条第5項中「第1項第7号」を「第1項第8号」に改め，同条第6項各号列記以外の部分中  
「第4号から第7号」を「第5号から第8号」に改め，「以外の介護老人保健施設」の次に  
「若しくは介護医療院」を加え，同項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，  
第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 医師，栄養士又は介護支援専門員

第3条第7項中「第4号から第7号」を「第5号から第8号」に，「病院又は」を  
「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第4条第1項ただし書中「併設される病院又は」を「併設される介護医療院又は病院  
若しくは」に，「当該病院又は当該診療所」を「当該介護医療院又は病院若しくは診療  
所」に改める。

第15条中第6項を第7項とし，第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければ  
ならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催  
するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
に実施すること。

第44条第1項ただし書中「併設される病院又は」を「併設される介護医療院又は病  
院若しくは」に，「当該病院又は当該診療所」を「当該介護医療院又は病院若しくは診

療所」に改める。

第46条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第4項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第9条 新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第92号。附則第1項及び第3項において「介護予防サービス等基準条例」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条—第172条）」を

「第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第165条の2・第165条の3）」

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第166条—第172条）」

に改める。

第1条中「、第115条の4第1項」を「、第115条の2の2第1項並びに第115条の4第1項」に改める。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る指定介護予防サービス事業者による指定介護予防サービスをいう。

第80条第1項中「は、当該事業」を「が当該事業」に、「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第88条中「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。



第130条第4項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を，「もの（以下）」の次に「この節及び次節において」を加える。

第9章中第7節を第8節とし，第6節の次に次の1節を加える。

#### 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい，指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において，当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は，次のとおりとする。

- （1） 指定短期入所事業所の居室の面積を，指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- （2） 指定短期入所事業所の従業者の員数が，当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所と

して必要とされる数以上であること。

(3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

第174条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の

入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第175条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年新潟市条例第26号）第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条第1項及び第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第176条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第180条に次の1号を加える。

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第192条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第196条に次の1号を加える。

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第204条第8項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第212条に次の1項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第226条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第251条第1号中「利用料等」を「利用料，全国平均貸与価格等」に改め，同条に次の1号を加える。

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第252条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の3条を加える。

第17条 第204条の規定にかかわらず、療養病床を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院，軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第19条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員及び計画作成

担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

第18条 第228条の規定にかかわらず、療養病床を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第19条 第206条及び第230条の規定にかかわらず、療養病床を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第10条 新潟市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指

定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を，「3人以下」の次に「とし，ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加える。

第45条第6項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「，指定介護療養型医療施設」に改め，「限る。）」の次に「又は介護医療院」を，「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第46条第3項，第47条，第61条第3項，第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 8 4 条第 3 項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加える。

第 8 7 条中「第 4 0 条，第 5 7 条」を「第 4 0 条（第 5 項を除く。） ， 第 5 7 条」に改める。

（新潟市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 1 1 条 新潟市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 9 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 7 項ただし書中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め，「場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第 1 6 条中第 6 項を第 7 項とし，第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- （3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 4 7 条中第 8 項を第 9 項とし，第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに，その結果について，介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- （3） 介護職員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第10項から第13項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

(新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成27年新潟市条例第3号。附則第1項及び第4項において「居宅介護支援等基準条例」という。)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等」に改め、同条第4項中「介護保険施設をいう。以下同じ。)等」を「介護保険施設をいう。以下同じ。), 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等」に改める。

第4条第1項中「(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)」を削る。

第5条第2項中「介護支援専門員」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

第6条第2項中「ある」を「あり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第15条第9号ただし書中「やむを得ない」を「利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限



る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない」に改め、同条第13号の次に次の1号を加える。

(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能<sup>くわう</sup>その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

第15条第18号の次に次の1号を加える。

(18)の2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第18号の2に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ること。

第15条第19号中「主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(19)の2 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

(新潟市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第13条 新潟市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成27年新潟市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「介護保険施設をいう。以下同じ。)」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の

17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「ある」を「あり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第27条第5項中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）」を「法」に改める。

第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

第33条第21号中「（以下）」を「（次号及び第22号において）」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した

際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条中居宅サービス等基準条例第255条第1号の改正規定、第9条中介護予防サービス等基準条例第251条第1号の改正規定及び第12条中居宅介護支援等基準条例第15条第18号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第5条の規定による改正前の居宅サービス等基準条例（以下この項において「旧居宅サービス等基準条例」という。）第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、旧居宅サービス等基準条例第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第9条の規定による改正前の介護予防サービス等基準条例（以下この条において「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例第88条から第90条まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(管理者に係る経過措置)

- 4 平成33年3月31日までの間は、第12条の規定による改正後の居宅介護支援等基

準条例第5条第2項の規定にかかわらず，介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を居宅介護支援等基準条例第5条第1項の管理者とすることができる。